

大学入試学会誌  
**The Journal of University Admissions: Theory and Practice**  
査読規程

制定 2024年12月5日

(目的)

第1条

この規程は大学入試学会（以下、「学会」という）会則第4条（2）の規定に基づき、大学入試学会誌（The Journal of University Admissions: Theory and Practice）の査読方法に関する細則を定めるものとする。

(査読者)

第2条

主査1名と副査1名または2名が査読を行う。

(2) 主査と副査は投稿者には匿名とする。

(査読回数)

第3条

原則として、査読の機会は3回を限度とするが、状況によっては4回以上行うことを妨げない。

(論文の採否)

第4条

査読の結果は以下のとおりとし、編集委員会事務局から投稿者に通知される。

(1) 採択

(2) 修正採択

(3) 再査読

(4) 不採択

(2) 編集委員会事務局より採択予定の通知があった場合でも、研究倫理規程に記載された事項の違反など、重大な懸念が生じた場合に取り消しになることもある。

(原稿の修正)

第5条

投稿者は、査読によって原稿の修正が求められた場合には、原稿を改訂する。

- (2) 原稿は、執筆要項にしたがって作成し、著者の特定が可能になる情報は本文に記載しない。
- (3) 修正にあたっては、査読意見に対する返答および修正に関する説明を記したファイルを、投稿原稿とともに添付する。また、前回投稿からの修正箇所が明示されるようにする。

(異議申し立てのプロセス)

#### 第6条

投稿者は、「不採択」の決定を受けた場合、書面により、1回に限り異議申し立てを行うことができる。編集委員会は、異議の内容を審議し、適宜対応する。

本規程は2024年12月5日より発効する。